

市議会議員

かけのまち子

電話/Fax 53-7727  
kakenom@xj.commufa.jp



市議会議員

みわ 陽子

電話/Fax 54-6712  
yokko0520mi@yahoo.co.jp



NO. 508 2022.4.28

日本共産党江南市委員会

あすの江南

前市議 森ケイ子 電話/Fax 57-2753

前市議 東よしき 電話/Fax 54-7977

\* 困り事は早めにお気軽にご相談ください

日本共産党江南市議員団 HP



検索

3月議会  
つづき

# コロナ禍、物価高騰なのに、国保税の値上げか

2022年度の江南市国民健康保険税は、前年度比平均5.47%の値上げが日本共産党議員団2人だけの反対で可決されました。一人当たりの額は前年度比5,163円アップの99,552円となります。

江南市の国保税は2年前に約9%値上げしたばかり。コロナ禍で、非正規労働者、自営業者など国保の被保険者は出口が見えない苦しい状況です。このような時に負担感が強い国保税を更に引き上げるのは、あまりに市民に寄り添う姿勢に欠けています。

今でも低所得世帯は、国保税や年金掛金などを払えば生活保護水準以下。更なる値上げは、滞納で苦しむ市民を増やすだけです。一般会計からの繰り入れや2億円ある国保基金を使い、値上げを止めるべきだと、日本共産党議員団は主張しました。

しかし市当局は、国民健康保険の県単位化（県単位での財政運営）で、市が国保税引き下げのために繰り入れてきた一般会計繰入金を県の指導に従い、2026年度までに全廃する計画です。このままでは、今後も国保税の値上げが続くこととなります。

## ようやく実現 就学前の子ども均等割が半額に さらに対象年齢の拡大が必要

一方、国の制度によって今年度から、就学前の年齢の子ども均等割額が半額に減免となります。財源は国1/2、県1/4、市1/4。市負担分は全額交付税措置されます。日本共産党は繰り返し、均等割の減免を求めてきましたが、ようやく実現します。

国保税は、他の健康保険にはない人頭税のような均等割（1人いくらで賦課される額＝江南市2022年度で介護分除き3万2000円）があり、子どもの数が多い世帯ほど高額な国保税になる非情な仕組みです。

「これでは子育てへの罰金」「子育て支援に逆行」と、全国知事会・市長会も、国の責任で子どもの均等割を無くすよう求めてきました。さらに対象年齢の拡大が急務です。

**こんなに高い国保税** 市のモデルケース： 営業所得(世帯主)260万円  
被保険者 世帯主(45歳) 妻(38歳) 子ども(小学生2人)の4人世帯

	2021年度	2022年度	増減
年間保険税額	38万5100円	40万4300円	19200円アップ



## プレミアム付商品券に代えて今回は キャッシュレス決済で2割ポイント還元

補正予算に、キャッシュレス決済ポイント還元事業8,853万円が計上されました。(財源はコロナ交付金の予定) コロナ感染拡大の影響を受ける市内店舗における消費喚起と、非接触型決済の推進が目的。

市内のキャッシュレス決済加盟店でスマートフォン決済アプリを利用して買い物した人に対し、支払額の20%を還元。対象店舗は大型店、コンビニなどチェーン店、公共サービス、病院、薬局、金券ショップは除きます。実施期間は今年7月～8月末の2か月間。還元ポイントの上限は1決済アプリあたり1回1,000円、2か月で5,000円。

市内中小店舗のうちキャッシュレス決済加盟店の数は、決済大手3社でのべ2200店舗。スマホ操作に不慣れな高齢者が、置き去りになる恐れについては、決済アプリ事業者や市が講習会を行う予定です。

この事業は、プレミアム付商品券のように余分な経費がかからない一方、すぐにポイント還元されないため消費喚起の効果の確認が難しいなど問題点が挙げられます。

また市外の人でも、市内対象店舗で買い物をすれば還元が受けられること、スマホ決済に慣れた人が各種アプリを使い、多くのポイント還元を受けられる不公平感の問題もあります。

## 布袋駅東の民間棟2Fに 3歳未満児の民間認可保育所 園庭なくて大丈夫か？

布袋駅東施設の民間棟(1階は食品スーパー)2階に、3歳未満児対象の民間の認可保育所(定員30人)が整備予定です。この保育所整備に対する補助金2,625万円(国2,333万円・市292万円)が補正予算に計上されました。

この保育所は2023年4月開園の予定ですが、まだ保育園を運営する民間業者は決まっていません。

保育室の広さ、自園調理をはじめとする設備・運営の基準、保育料の額の基準は、市立保育園と全く同じです。保育料の徴収、入園申込手続きと利用調整、市民への広報(情報提供)も市が行います。指導監督責任は県にあります(県の認可)が、市も県とともに立ち入り指導を行うとのことでした。

園庭については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」で、屋外遊技場に代わるべき公園や広場、寺社境内等が付近にあれば、屋外遊技場の代わりして差し支えない」とされているため、問題ないとのことでした。しかし園庭のない2階の保育所で、果たして十分な保育ができるのでしょうか。